

令和7年度介護ロボット実用化促進事業
介護事業所募集要項
募集区分「在宅型」

1. 目的

「令和7年度介護ロボット実用化促進事業」は「さがみロボット産業特区」※1の取組の一環として、介護事業所での介護ロボット※2の試験導入及び効果検証を行い、その検証結果を分析・公表することで、介護ロボットの実用化促進を図ることを目的としています。

※1 「さがみロボット産業特区」の取組についての詳細は、次のウェブサイトのとおりです。

<http://sagamirobot.pref.kanagawa.jp/>

※2 介護ロボット：本事業が対象とする「介護ロボット」には、見守り支援ロボットや移乗支援ロボット等だけでなく、介護業務支援のためのソフトウェアやICT機器等を含みます。

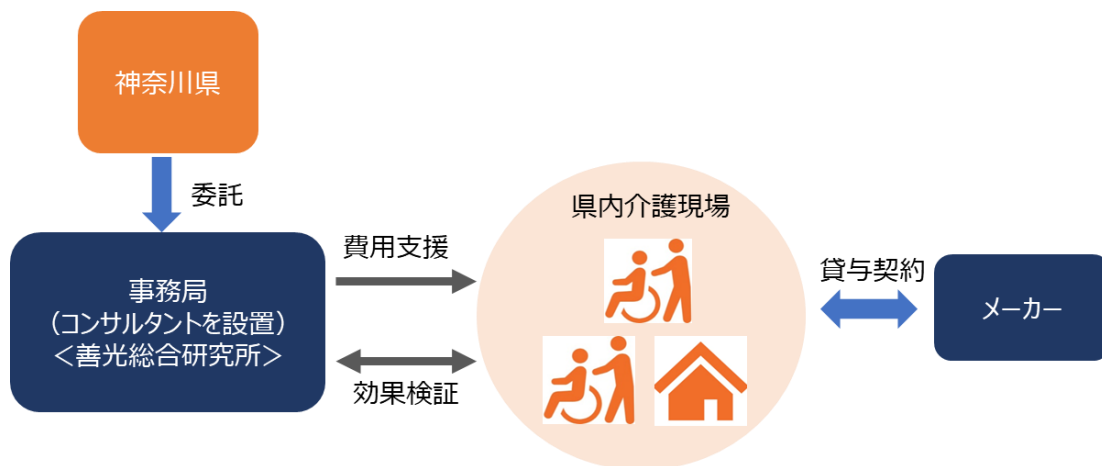
2. 事業の概要

- ・ 本事業は、介護ロボットの導入に意欲的な神奈川県内の介護事業所に介護ロボットを試験導入し、その効果を検証するものです。
- ・ 本募集区分は、介護ロボットの導入に意欲的な在宅型事業所を対象とします。採択事業所には、事務局※3とともに課題の整理等を行っていただいた上で、介護ロボット導入による効果検証に参加していただきます。
- ・ なお、効果検証の結果、介護ロボットの本格導入を希望する介護事業所には、別途支援を行います。

※3 事務局：株式会社善光総合研究所（神奈川県委託事業者）

※4 神奈川県立保健福祉大学（㈱善光総合研究所が委託）

【事業スキーム】



3. 実証テーマ・採択予定数

【実証テーマ】

次の2つから1つを選択して応募してください。なお、②を選択した場合は、①以外のテーマを応募者自身で設定のうえ、応募する形となります。

- ① 介護業務支援機器※を活用した業務負担の軽減
- ② 上記以外の業務負担の軽減、被介護者のQOLの向上

※ 厚生労働省・経済産業省「介護テクノロジー利用の重点分野」（令和6年6月改定）の「介護業務支援」において定義される「介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等へのサービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器介護・システム」をいいます。ケア記録システムやチャットツールなどを想定しています。

【採択予定数】

10 事業所

※ 同一法人で複数事業所の応募可。1事業所あたり1テーマとすること。

4. 主な支援内容

(1) 運用支援

介護ロボットコンサルタントが以下の運用支援を実施します。

フェーズ	支援内容
導入前	プロジェクトチーム組成、現場説明、課題整理、リスク抽出
導入期間	機器活用に関する研修・助言
導入後	データ整理、さらなる活用に向けた助言等

(2) 費用支援

試験導入及び効果検証に係る下記費用について、予算の範囲内において支援します。

支援額：上限 100 万円（実証計画を踏まえ、予算の範囲内で決定します。）

対象経費：実証機器レンタル費、実証に要する人件費相当額

※実証機器レンタル費の支援対象期間は、令和8年2月28日までです。

5. 応募要件

応募者は、応募申請書の提出日において、次に掲げるすべての要件を満たすものであることとします。

(1) 神奈川県内に所在する介護事業所であって、次のいずれかのサービスを提供する施設であること

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション

- ・ 通所介護
 - ・ 通所リハビリテーション
 - ・ 短期入所生活介護
 - ・ 短期入所療養介護
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 夜間対応型訪問看護
 - ・ 地域密着型通所介護
 - ・ 認知症対応型通所介護
 - ・ 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 居宅介護支援
 - ・ その他上記に類似するサービス
- (2) 実証期間（採択通知～令和8年3月末予定）に職員がデータ取得・面談に協力できること
- (3) 効果検証にあたって、入所者・家族・職員への説明を十分に行い、同意を得る体制が整っていること
- (4) 効果検証に必要な既存業務データ（人員配置表、業務手順書、業務日誌等）を提供できること
- (5) 応募内容の概略・実証の分析結果等を公表することに同意できること
- (6) 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- ＜参考＞地方自治法施行令第167条の4
- 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (8) 法人および役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に該当しないこと、またはこれらとの関係を有していないこと。
- (9) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (10) 税・社会保険料等の滞納がないこと。
- (11) 過去3年間に重大な法令違反または行政処分を受けていないこと。

6. 審査方法

- ・ 外部有識者による書面審査を行います。審査の結果、平均点の高い施設を選定します。
- ・ 書面審査による施設の選定が困難な場合は、ヒアリング審査を行う場合があります。
- ・ 獲得点が同点の場合は、ヒアリング審査により決定します
- ・ 獲得点が30点未満である施設は、選定しません。
- ・

【審査基準】

	項目	配点	着眼点
1	課題・目的の明確性	10	解決したい課題や介護ロボットの導入目的が明確であるか
2	実施体制	10	試験導入及び効果検証に主体的に取り組むことのできる実施体制があるか
3	設備環境	10	試験導入及び効果検証が円滑に実施できる設備環境が整っているか
4	将来構想の明確性	10	今後の介護ロボットの活用に向けた構想が明確であるか
5	水平展開の可能性	10	効果検証の成果が県内の他の事業所の参考事例となりうるか

7. 応募方法

別添「令和7年度介護ロボット実用化促進事業応募申請書（介護事業所用）作成要領」に基づき、所定の提出書類に必要事項を記入の上、以下により提出してください。

(1) 提出書類

令和7年度介護ロボット実用化促進事業応募申請書 募集区分「在宅型」

(2) 提出期限

令和7年8月20日（水）

(3) 提出方法

以下のメールアドレスに電子メールで提出してください。

consulting@zenkou-lab.co.jp

※受信後、受信確認メールを送信いたします。送信後2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが「問合せ先」にご連絡ください。

8. スケジュール

(1) 採択までのスケジュール

フェーズ	予定時期
公募開始	7月16日(水)
申請締切	8月20日(水)
書面審査	8月下旬
採択通知	8月下旬

(2) 事業スケジュール

区分	9月			10月			11月			12月			1月			2月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
キックオフ																		
同意習得																		
導入前検証																		
機器導入																		
機器活用																		
導入後検証																		

9. 留意事項

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、事務局から再提出日等を連絡するので、修正の上再提出してください。
- (4) 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - ア 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - イ 応募内容に不備がある場合
 - ウ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
 - エ 募集要項に定められた提出期限（再提出日を含む）、提出方法及び提出先と適合しない場合
- (5) 審査経過、審査結果に関するお問合せには応じられません。
- (6) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県等において、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有・利用されます。また、個人情報を事前の同意なく県等以外の第三者に提供することはありません。

10. 応募・問い合わせ先

神奈川県介護ロボット実用化促進事業事務局（受託：株式会社善光総合研究所）

TEL：070-1444-2279 ／ E-mail：consulting@zenkou-lab.co.jp